

会津若松市地域防災計画

新旧対照表

令和 年 月修正

会津若松市防災会議

冊 子	頁	現 行	修 正 案	修正理由
本編 第1編 総則	7 ～ 8	第1章 計画の基本方針 第13節 減災目標	第1章 計画の基本方針 第13節 減災目標	時点修正
		目標名	現状値 (R4年度)	
		小中学校の耐震化率	100% (R4年度)	
		市有建築物の耐震化率	93.4% (R4年度)	
		防災情報メールの登録者数	14,535件 (R4年度)	
		災害時応援協定締結数	112件 (R4年度)	
		避難行動要支援者名簿同意率	56.6% (R4年度)	
		自主防災組織活動カバー率	4.6% (R4年度)	
本編 第2編 災害予防計画	34	第1章 災害に強い体制づくり 第2節 防災拠点施設の指定 1 防災拠点施設の種類と機能	第1章 災害に強い体制づくり 第2節 防災拠点施設の指定 1 防災拠点施設の種類と機能	適正化
		区分	施設機能（対象施設）	
		避難所	原則として市民が一時的に避難生活をする施設（各小中学校、体育館等）	
	52 ～ 53	第4章 地震以外の災害対策 第3節 土砂災害対策 2 土砂災害危険箇所	第4章 地震以外の災害対策 第3節 土砂災害対策 2 土砂災害の発生のおそれのある箇所	県公表を受け追加
		災害危険箇所	内容	
		資料番号 (資料編)		
		1 土石流危険渓流	(略)	
		2 急傾斜地崩壊危険箇所	(略)	
		3 地すべり危険箇所	(略)	
		(追加)		

						たに抽出された、土石流や急傾斜地の崩落といった土砂災害の発生のおそれのある箇所			
	4	山腹崩壊危険地区	(略)	2-4-3-4	5	山腹崩壊危険地区	(略)	2-4-3-5	
	5	崩壊土砂流出危険地区	(略)	2-4-3-5	6	崩壊土砂流出危険地区	(略)	2-4-3-6	
	6	地すべり危険地区	(略)	2-4-3-6	7	地すべり危険地区	(略)	2-4-3-7	
	7	雪崩危険箇所	(略)	2-4-3-7	8	雪崩危険箇所	(略)	2-4-3-8	
	8	防災重点農業用ため池一覧表	(略)	2-4-3-8	9	防災重点農業用ため池一覧表	(略)	2-4-3-9	
	9	道路の危険箇所	(略)	2-4-3-9	10	道路の危険箇所	(略)	2-4-3-10	
	3 土砂災害対策 (2)土砂災害危険箇所に関する指導				3 土砂災害対策 (2)土砂災害の発生のおそれのある箇所に関する指導				
61 ～ 65	第5章 避難・誘導体制づくり 第1節 避難場所等の指定・整備 2 「避難場所」と「避難所」の指定 (1)指定基準 あらかじめ災害の種別ごとに避難場所、避難所を指定し、名称及び所在地等を公表します。 避難場所や避難所を指定する際には、土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）の危険箇所や洪水の浸水想定区域内等には指定をせず、また、新耐震基準を満たさない施設は、地震の場合には避難所に指定しないものとします。 なお、実際に、避難場所及び避難所を開設する場合は、災害発生後に安全を確認の上、避難場所、避難所として開設します。 ①、「避難場所」・・・土砂災害警戒区域や洪水の浸水想定区域等に該当しないこと。 ②、「避難所」・・・上記に加え、耐震化などの安全性を満たしていること。 (2)市の指定施設 市は、「避難場所」として、小中学校、県立高校、公立学校法人会津大学、公園及び体育館等を指定します。なお、公共施設以外にも、民間事業所等の協力を得ながら、避難場所の指定を行います。 また、「避難所」は、原則として小学校、中学校、体育館を指定し、加えて民間事業所等の協力により基準を満たす地域の民間事業所の施設等についても指定するものとし、さらに福祉避難所や二次避難所の指定を進めます。 なお、地区公民館や地区コミュニティ				第5章 避難・誘導体制づくり 第1節 避難場所等の指定・整備 2 「避難場所」と「避難所」の指定 (1)指定基準 あらかじめ災害の種別（地震、洪水、土砂災害等）や地域の状況に応じて、避難場所、避難所を指定し、名称及び所在地等を公表します。 (2)市の指定施設 市は、公共施設をはじめとして、民間事業所等の協力を得ながら、避難場所及び避難所の指定を行うものとし、さらに福祉避難所や二次避難所の指定を進めます。 *「避難場所」及び「避難所」については、資料編2-5-1に一覧を記載				適正化

	センターは、地域の自主避難者等の一時的な受け入れ施設として位置づけます。また、台風等や長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害の発生が懸念される場合には、地域住民からの問い合わせ状況等も踏まえ、必要に応じて自主避難所を開設し、ホームページやSNS等で周知を行います。 ＊「避難場所」及び「避難所」については、資料編2-5-1に一覧を記載 4 利用区分ごとの避難所指定 (2)自主避難・局地的災害 自主避難者や局地的災害時の一時避難所として、地区公民館や地区コミュニティセンターにおいて対応する場合があります。また、台風等や長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害の発生が懸念される場合には、地域住民からの問い合わせ状況等も踏まえ、必要に応じて自主避難所を開設し、ホームページやSNS等で周知を行います。 6 施設管理者との事前協議 災害時に円滑な避難所の運営ができるよう、避難所である小中学校施設の管理者である教育委員会及び学校と施設の整備、災害時体制について協議します。 防災豆知識!(その4):災害時どこに避難すればよいのか 【避難場所】 避難場所は、小中学校、県立高校、地区公民館、会津大学、公園、体育館等です。 災害時に一時的に避難する場所であり、宿泊はできません。 【避難所】 避難所は原則として近くの小・中学校です。 一時的な生活の本拠地となるものとして、市が提供する仮宿泊施設です。	4 利用区分ごとの避難所指定 (2)自主避難 避難所が開設される前、災害発生の恐れがあると考え自主的に避難を希望する自主避難者を一時的に受け入れる施設として、地区公民館や地区コミュニティセンター等を位置づけます。 6 施設管理者との事前協議 災害時に円滑な避難所の運営ができるよう、避難所である教育施設の管理者である教育委員会及び学校等と施設の整備、災害時体制について協議します。 防災豆知識!(その4):災害時どこに避難すればよいのか 【避難場所】 避難場所は、小中学校、高校、公園等です。 災害時に一時的に避難する場所であり、安全面を確認した後に開設した避難所へ移動します。 【避難所】 避難所は、一時的な生活の本拠地となるものとして、市が提供する宿泊施設です。 災害の種類や規模に応じて、指定避難所の中から開設します。									
68 ～ 70	第7章 備蓄・調達体制の整備 基本的な考え方 (略) ○備蓄食糧等については、平時の利用用途も含めて検討し、購入を進めます。 第1節 備蓄品の確保 4 市の備蓄品目 第4節 市民に対する備蓄の啓発 【備蓄目標品目一覧】 <table><tr><td>備蓄品・持出品</td><td>準備例</td></tr><tr><td>食料品（3日、できれば1週間）</td><td>アルファ米、レトルト食品、缶詰等副食品、菓子類、介護用食品など</td></tr></table>	備蓄品・持出品	準備例	食料品（3日、できれば1週間）	アルファ米、レトルト食品、缶詰等副食品、菓子類、介護用食品など	第7章 備蓄・調達体制の整備 基本的な考え方 (略) ○備蓄食料等については、指定避難所への備蓄のほか、災害時の孤立集落への対応や防災啓発時の活用など、災害時以外の平時の利用用途も含めて検討し、購入を進めます。 第1節 備蓄品の確保 4 市の備蓄品目 <u>修正素案のとおり</u> 第4節 市民に対する備蓄の啓発 【備蓄目標品目一覧】 <table><tr><td>備蓄品・持出品</td><td>準備例</td></tr><tr><td>食料品（3日、できれば1週間）</td><td>レトルト米等レトルト食品、缶詰等副食品、菓子類、介護用食品など ※高齢者、乳幼</td></tr></table>	備蓄品・持出品	準備例	食料品（3日、できれば1週間）	レトルト米等レトルト食品 、缶詰等副食品、菓子類、介護用食品など ※高齢者、乳幼	県地域防災計画の修正による <
備蓄品・持出品	準備例										
食料品（3日、できれば1週間）	アルファ米、レトルト食品、缶詰等副食品、菓子類、介護用食品など										
備蓄品・持出品	準備例										
食料品（3日、できれば1週間）	レトルト米等レトルト食品 、缶詰等副食品、菓子類、介護用食品など ※高齢者、乳幼										

			※高齢者、乳幼児、慢性疾患、食物アレルギーの方は、配慮した食料品				児、慢性疾患、食物アレルギーの方は、配慮した食料品						
本編 第3編 災害応急対策計画	122	第6章 避難対策 第3節 避難所の開設 5 避難所が不足する場合の対応 市は、あらかじめ指定した市の避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、市の他施設を追加指定するほか、旅館、ホテル等の借上げ等を検討します。 さらに、県と協議し、県立高校等の利用を依頼します。					第6章 避難対策 第3節 避難所の開設 5 避難所が不足する場合の対応 市は、あらかじめ指定した市の避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、市の他施設を追加指定するほか、旅館、ホテル等の借上げ等を検討します。 <u>(削除)</u>					適正化	
	134	第9章 飲料水・食料等供給対策 第2節 食糧供給対策 3 食品提供の基準 (1)食品確保の順位 第1順位 災害対策用備蓄食品（乾パン、缶詰等） (2)数量の基準 1人当たりの供給数量は、次のとおりとします。（乾パン、麦製品の換算率は、100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。）					第9章 飲料水・食料等供給対策 第2節 食糧供給対策 3 食品提供の基準 (1)食品確保の順位 第1順位 災害対策用備蓄食品（ <u>レトルト米、レトルトパン、液体ミルク等</u> ） (2)数量の基準 1人当たりの供給数量は、次のとおりとします。（ <u>レトルト米、レトルトパンの換算率は、100%とする。</u> ）					時点修正	
資料編 第1章	13 ～ 17	(資料2-1-1-8) 災害時応援協定締結先一覧 令和5年11月1日現在					(資料2-1-1-8) 災害時応援協定締結先一覧 令和6年7月19日現在					時点修正	
		協定先	担当部局等	協定名称	締結年月日	協定等の内容等	協定先	担当部局等	協定名称	締結年月日	協定等の内容等		
		輸送・警備・施設利用					輸送・警備・施設利用						
		8	日本通運株式会社郡山支店	危機管理課	災害時における物資等の輸送に関する協定	平成26年10月1日	災害時の緊急輸送の確保	<u>(削除)</u>					
		土木・測量関係					土木・測量関係						
		8	電気工事交友会	危機管理課	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	平成24年5月25日	災害時の応急対策業務の実施	<u>(削除)</u>					
通信・報道関係					通信・報道関係								
<u>(新設)</u>					6 国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所 危機管理課 大川ダム放流警報設備による避難情報の伝達に関する協定 令和6年7月19日 災害時における緊急放送要請								
18 ～ 19	(資料2-4-1) 注意報・警報発表の基準 (2)情報 ①福島県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説される場合等に発表される。					(資料2-4-1) 注意報・警報発表の基準 (2)情報 ①福島県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。					県地域防災計画の修正による		

	(略) また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。 (略) 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。 ②土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 (新設) ③記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の市町村において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。	(略) <u>(削除)</u> (略) <u>(削除)</u> ②土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）等で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ③顕著な大雨に関する気象情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。 崖や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。 ④記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。	
--	--	--	--

	④竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、雷注意報を補足する情報として、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。 ⑤早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 ⑥キキクル（危険度分布） 土砂災害・浸水害・洪水災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に把握できる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。	⑤竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合に、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。 ⑥早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 ⑦キキクル（危険度分布） 土砂災害・浸水害・洪水災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。	
30 ～ 36	（資料2-4-2-2）河川洪水時浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧	（資料2-4-2-2）河川洪水時浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧 修正素案のとおり	適正化
38 ～ 40	（資料2-4-3-1）土石流危険渓流	（資料2-4-3-1）土石流危険渓流 修正素案のとおり	適正化
41 ～ 43	（新設）	（資料2-4-3-4）新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所 修正素案のとおり	県公表を受け追加
44 ～ 50	（資料2-4-3-4）山腹崩壊危険地区 （資料2-4-3-5）崩壊土砂流出危険地区 （資料2-4-3-6）地すべり危険地区 （資料2-4-3-7）雪崩危険箇所 （資料2-4-3-8）防災重点農業用ため池一覧 （資料2-4-3-9）道路の危険箇所	（資料2-4-3-5）山腹崩壊危険地区 （資料2-4-3-6）崩壊土砂流出危険地区 （資料2-4-3-7）地すべり危険地区 （資料2-4-3-8）雪崩危険箇所 （資料2-4-3-9）防災重点農業用ため池一覧 （資料2-4-3-10）道路の危険箇所	上記の追加による
50 ～ 52	（資料2-4-3-10）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	（資料2-4-3-11）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧 修正素案のとおり	適正化
53 ～	（資料2-5-1）避難所・避難場所一覧表 令和6年1月27日現在	（資料2-5-1）避難所・避難場所一覧表 令和6年10月4日現在	新たな避難

59	(1)避難場所兼避難所 (注)災害の状況により、上記避難場所のほか市内学校、公共施設の集会所及び都市公園等を避難場所に指定するものとし、災害の種類により最も安全な場所に避難を命ずるものとする。また、屋体面積は体育館施設を指すものとする。なお、状況に応じて教室棟の活用について施設管理者と協議する。収容人員（人）の算定基準は、指定避難所については「4㎡あたり1人」、指定緊急避難場所については「3㎡あたり1人」として算出する。	(1)避難場所及び避難所 修正素案のとおり (注)災害の状況により、上記避難所以外についても避難所に指定するものとし、災害の種類により最も安全な場所に避難を命ずるものとする。また、屋内面積は体育館施設を指すものとする。なお、状況に応じて教室棟の活用について施設管理者と協議する。収容人員（人）の算定基準は、指定避難所については「4㎡あたり1人」、指定緊急避難場所については「3㎡あたり1人」として算出する。	難所と避難場所の追加
69	(資料2-6-3) 消防防災ヘリコプター緊急場外離着陸場 No. 名称 所在地 管理者等 電話 (追加)	(資料2-6-3) 消防防災ヘリコプター緊急場外離着陸場 No. 名称 所在地 管理者等 電話 14 松長近隣 一箕町松 会津若松市 39- 公園予定 長一丁目 まちづくり 1275 地 地内 整備課	時点修正
70 ～ 72	(資料2-7-1) 防災用備蓄品一覧	(資料2-7-1) 防災用備蓄品一覧 修正素案のとおり	時点修正